

雨竜町一般廃棄物最終処分場

維持管理計画書

雨竜町

目 次

	頁
1. 要 旨	1
2. 法に基づく維持管理上の基準	1
3. 最終処分場の維持管理	1
4. 維持管理内容	2
4-1 埋立管理	2
4-2 主要施設の管理	3
4-3 埋立進行に合わせて整備すべき設備	3
4-4 浸出水処理施設の管理	4

1. 要 旨

一般廃棄物の処理は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、市町村の債務としてその処理に必要な措置を講ずるよう唱えられているものであり、特に埋立処分地施設は廃棄物の最終処分として清掃事業には欠かせない施設である。

雨竜町では、同町字恵岱別1024番地において埋立処分を実施しているが、平成6年度末をもって埋立完了となる見込みとなり、それに代わる施設として同町字恵岱別 207番地に平成7年度より新処分場の供用を開始することとなった。

新処分場は、現行の技術的基準を満足する施設であるとともに、適切な維持管理に努め、衛生的かつ安全、安定した最終処分場を目指すものである。

2. 法に基づく維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令：昭和52年3月14日、総理府・厚生省令 第1号」を遵守する。

3. 最終処分場の維持管理

適切な維持管理により以下の事項を遵守する。

- ごみの飛散及び流出の防止
- 悪臭の発散防止
- 火災発生の防止
- 害虫の発生防止
- 侵入者の防止
- 施設の点検
- モニタリングの実施
- 浸出水処理施設の定期的な点検
- 放流水の水質検査

4. 維持管理内容

4-1 埋立管理

1) 搬入管理

- (1) 搬入道路より進入してくる搬入車両の安全な通行の確保
- (2) 計量機による搬入（埋立処分）量の把握。 ※計量機仕様（マルチロードセル：20 t × 1 基）
- (3) 廃棄物の搬入チェック。（埋立不適物の搬入監視）

2) 埋立作業管理

- (1) 埋立場所等の移動に伴う搬入道（仮道）の切替え及び搬入車両の誘導ならびに指示。
- (2) 埋立計画（層状埋立）の遵守および指導。
 - ① 即日覆土：30cm，中間覆土：ごみ層3 mに50cm，最終覆土1 mの遵守
 - ② 埋立縦断の法面造成方法
ブルドーザーにより十分に転圧する。（法面勾配 2.5割）

3) 覆土作業

- (1) 覆土材の調達は、工事発生残土及び必要量を確保するものとする。
- (2) その日の埋立箇所は即日覆土を励行し廃棄物の飛散，流出及び悪臭の防止
- (3) その他、周辺地の環境保全上、必要に応じて消毒及び消臭等に薬剤の散布等を行う。

4-2 主要施設の管理

1) 雨水集排水施設

外周雨水排水路及び汚水調整池、放流渠等の点検、清掃。(流木、笹葉、堆積土砂等の除去)

2) 汚水集排水施設

(1) 埋立初期の集排水工(フィルター材)の成形保持。

(2) 吸水マンホールの堆積土砂の除去及び浸出水位状況の定期点検、目詰まり物の除去。

3) その他設備

(1) その他、汚水調整池、計量機、場内道路、取付道路、防火設備、堰堤等の定期的な機能点検及び維持補修。

(2) 処分場の総括的な管理運営のための管理棟の維持管理。

4-3 埋立進行に合わせて整備すべき設備

1) 埋立地内法面の保護土整備

2) 取付道路の切替整備

3) 埋立終了箇所の表面排水工(U型トラフ等)、植生、植栽

4) ガス抜き設備の整備

4-4 浸出水処理施設の管理

付帯設備

汚水ポンプ室、汚水圧送管、処理水放流設備等の点検と清掃及び各種機器の保守管理。

処理施設本体

1) 施設計画の基本事項

- ① 処理方式 生物処理（回転円板）＋凝集沈澱
- ② 放流先 水路 ⇨ 恵岱別川
- ③ 計画処理量 40 m³/日

④ 計画水質（流入水質、処理水質）

	流入水質	二次処理設備				処理水水質	
		生物処理		凝集沈澱		総合除去率 (%)	放流水水質
		除去率 (%)	流出水水質	除去率 (%)	流出水水質		
PH	—	—	—	—	—	—	6.5~8.5
BOD mg/l	900	97.8	20	97.8	20	97.8	20
SS mg/l	300	33.3	200	76.7	70	76.7	70
大腸菌群数	—	—	—	—	—	—	3,000個/ml 以下

2) 維持管理方式

(1) 管理制御方式

当污水处理施設における管理制御方式は、一括集中制御方式とし、夜間等、機器の故障、停電、水位の異常等が発生した場合は公衆回線を用いて非常警報を送信できる装置を設けるものとする。

各施設の負荷設備は、中央操作、現場操作が可能であり、その選択、切替は現場操作盤で行う。現場操作を行うのは、主に故障時、点検時、運転調整等の場合であり、通常は中央操作盤で行うものとする。

(2) 維持管理体制

当污水处理施設における維持管理体制は、操作管理室を中心とした集中管理方式とし昼間のみ管理者を常駐させるものとし、夜間は警報を送信させることにより無人化する。

当污水处理施設における主な維持管理作業は、次のとおりである。

管理系	水質担当（化学）	；	分析，記録の整理・保管等
	機械担当（機械）	；	機械設備の点検，維持管理補修
	電気担当（電気）	；	電気設備の点検，維持補修
	運転要員	；	施設の運転操作，監視

以上の作業は、他施設との兼務、一部委託も可能であるが、勤務体制、交替要員等を考慮して決定する。